

田中敏夫安全コンサルタント事務所

講演業務案内書

現生人類（ホモ・サピエンス）の歴史は約25万年と言われていますが、落ちた・転んだ・挟まれた等の災害をなぜか懲りる事なく繰り返し続けています。この悪循環を立ち切らない限り本当の安全・安心はあり得ません。当事務所ではこれを最重点課題と捉え指導しています。

人が想像できることは、必ず人が実現できる。

by ジョール・ヴェルヌ

人が想像できないことは、必ず人が実現できない。

by 田中敏夫



希望的言葉と悲観的言葉ですが、労働災害においては現実の言葉です。人間は労働災害が発生すること及び怪我や死亡することは予想できます。しかし、自分自身が事故や災害に遭遇することを予想することが非常に困難です。このブラックホールを当事務所では最大の問題と捉え指導しています。



名称 田中敏夫安全コンサルタント事務所
代表者 田中敏夫
電話/Fax 045-941-0849
E-mail tanaka@e01.itscom.net
URL <http://home.e00.itscom.net/tanaka/>
住所 〒224-0006
横浜市都筑区荏田東 3-18-9-305

安全コンサルタントの業務

1. はじめに

わが国の労働災害は、昭和36年をピークとして以来、災害件数、災害発生率の両面において減少傾向にありますが、平成27年度の確定値では、全産業で休業4日以上（死亡者928人含む）の労働者が労働災害を被っています。しかも、近年は減少傾向が横這いの現状です。

最近の労働災害の発生状況を顧みると、生産設備の大型化及び高速化に伴い事故・災害が発生した場合は災害規模の大型化、新しい生産技術や原材料の導入に伴い新しい型の災害や職業性疾病の発生、21世紀には確実に起こる少子化に伴う労働者の高齢化などが原因と考えられる事故・災害の割合が今後増加すると予想されます。また、災害発生頻度は大企業に比べ中小の企業に集中する傾向があります。これは従来より指摘されていますが、今後は事業の再構築（リストラ）等により、この傾向はより一層顕著になると考えられます。

労働災害は、作業現場で発生する訳ですが、作業現場の姿は技術の進歩に伴い日々変化を遂げています。したがって、その変化に即応した安全衛生対策のフォローに対応するためには、労働災害防止に関する専門的な知識や情報を作業ラインに提供するスタッフの存在が欠かせません。このため当然、事業場には安全衛生のスタッフ部門が設置されている訳ですが、中小企業等におけるスタッフ部門の中には、みずから安全衛生の問題を抽出し、それに対応する対策を検討するための資料及び能力を備えていない場合がある様に思われます。このような場合は、外部の専門家がそれらの事業場を安全衛生診断し、その結果に基づいたその事業場の安全・衛生水準の向上のための指導等により、より快適な職場環境の形成が望まれます。一方、大規模事業所においても、最近新しい生産方式や工法の導入等に際して、外部の専門家の検討を求めようとする傾向も強くなってきています。

この様に、労働安全衛生法が求める事業場における自主安全衛生活動を伸ばすためのよきプレーンとして労働安全コンサルタントを利用して頂きたいと思えます。

2. 当事務所で受託可能な業務

労働安全コンサルタントとは、『労働安全コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の安全水準の向上を図るため、事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする者』と労働安全衛生法第81条に規定されています。

具体的には、

顧問業務

事業者の依頼を受け、契約期間一ヶ年以上にわたり労働安全衛生法に関する顧問として相談及び指導を行う業務。

指導業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に関する指導を行う業務。

診断業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に関する診断を行う業務。

改善計画作成業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に関する改善計画書の作成指導又は作成を行う業務。

災害調査業務

事業者の依頼を受け、労働災害調査報告書作成及び再発防止計画書の作成を行う業務。

管理規定等作成業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に基づく管理規定及び細則等の作成を行う業務。

作業手順書作成業務

事業者の依頼を受け、安全作業手順書の作成指導又は作成を行う業務。

教育訓練業務

事業者又は団体の依頼を受け、労働安全衛生法に基づく教育並びにその関係事項について訓練を行う業務。

講演業務

事業者又は団体の依頼を受け、労働安全衛生に関する講演を行う業務。

相談業務

依頼者の求めに応じ、労働安全衛生に関する相談に応じる業務。

立会業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生に関する関係官庁の係官等が行う調査等に際し臨時に立会う業務。

安全管理者等の業務

事業者の依頼を受け、安全管理者・安全衛生推進者に選任された場合の業務。

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)構築指導の業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生マネジメントシステム構築指導を行う業務。

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)評価及び監査の業務

事業者の依頼を受け、労働安全衛生マネジメントシステムの評価及び監査を行う業務。

建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)構築指導の業務

事業者の依頼を受け、建設業労働安全衛生マネジメントシステム構築指導を行う業務。

計画届の免除認定制度の適用を受けるための支援の業務

労働安全衛生法第88条第1項ただし書きの計画届の提出免除を受けるための支援の業務。

等の業務の依頼を受け、事業場の安全衛生管理体制の充実及び快適な職場環境の確率のお手伝いを行います。

私の経歴

個人情報

氏名 田中敏夫 (Tanaka Toshio)
 生年月日 昭和24年9月13日(火曜日)
 所属 田中敏夫安全コンサルタント事務所
 所属団体 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会
 所属支部 神奈川支部
 住所 〒224-0006 横浜市都筑区荏田東 3-18-9-305
 Tel/Fax 045-941-0849
 E-mail tanaka@e01.itscom.net
 URL <http://home.e00.itscom.net/tanaka/>

経歴

昭和24年 京都市内で生まれる
 昭和47年 近畿大学理工学部土木工学科卒業
 昭和47年 村角(ムサミ)建設株式会社入社
 土木部で現場施工管理業務に従事
 平成3年 安全管理本部に希望移籍
 平成9年 労働安全コンサルタント登録
 平成11年 村角建設株式会社退社
 平成12年 田中敏夫安全コンサルタント事務所開設
 平成15年 コンサルタント会神奈川支部事業部幹事就任
 平成17年 コンサルタント会神奈川支部事業部常任幹事就任
 平成18年 コンサルタント会本部労働安全部会幹事就任
 平成18年 コンサルタント会神奈川支部理事就任
 平成20年 コンサルタント会神奈川支部事業部副部長就任
 平成20年 コンサルタント会神奈川支部常任理事就任
 平成21年 コンサルタント会本部理事就任
 平成22年 コンサルタント会神奈川支部副支部長就任
 平成24年 コンサルタント会神奈川支部常任幹事退任
 平成24年 コンサルタント会神奈川支部常任理事退任
 平成24年 コンサルタント会本部理事退任
 平成26年 コンサルタント会神奈川支部事業部幹事就任
 平成26年 コンサルタント会神奈川支部理事就任
 平成28年 コンサルタント会神奈川支部事業部常任幹事就任
 平成28年 コンサルタント会神奈川支部常任理事就任
 平成30年 現在に至る

私の経歴

資格

CSP労働安全コンサルタント

労働安全衛生マネジメントシステム評価員本部登録

労働安全衛生マネジメントシステム監査員本部登録

建設業労働安全衛生マネジメントシステム構築担当者

労働安全衛生マネジメントシステム構築担当者

労働安全衛生マネジメントシステム監査員

労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー(RST)

安全衛生推進者能力向上(初任時)教育講師

化学物質リスクアセスメント訪問支援指導員

農作業安全アドバイザー

1級土木施工管理技士

測量士

主 な 業 務 実 績

安全診断	安全管理特別指導指定事業場の安全診断	9社	
	自律的安全衛生管理活動普及促進事業（リスク）	2社	
	危険性又は有害性等の調査普及促進事業（リスク）	3社	
	労働災害防止特別安全診断事業（一般）	2社	
	労働災害防止特別安全診断事業（出稼ぎ）	4社	
	機械器具設置工事業の事業場安全診断	1社	
	産業廃棄物処理業者の事業場安全診断	1社	
	発電所建設の事業場安全診断	1社	
	国立大学の安全衛生診断（工学部）	1校（7回）	
	国立大学の安全衛生診断（総務部）	1校（2回）	
	国立大学の安全の手引見直し	1校	
	国立大学の規定類の手引見直し	1校	
	倉庫業の事業場安全診断	1社	
	印刷業の事業場安全診断	1社	
	食料品製造業の事業場安全診断	2社	
	金属製品製造業の事業場安全診断	2社	
	運輸交通業の事業場安全診断	3社	
	化学工業の事業場安全診断	2社	
	非鉄金属製造業の事業場安全診断	1社	
	機械器具設置工事業の事業場安全診断	1社	
	建築工事業の事業場安全診断	1社	
	郵便事業の事業場安全診断	1社	
	輸送用機械器具製造業の事業場安全診断	1社	
	安全指導	土木工事業（橋梁工事）事業場の定期指導（通年）	
		港湾荷役業の定期指導（通年）	
潜水工事業の安全指導（2社）			
機械器具設置工事業の事業場の指導			
製造業（空調機メーカー）の化学部門工場の指導			
経営コンサルティング会社の指導			
産業廃棄物処理業者の事業場の指導			
金属製品製造業の事業場の指導			
ビルメンテナンス業者のリスクアセスメント指導			
印刷業の事業場の指導（通年）			
水道局浄水場の指導			
物流事業場の指導			
国立大学の指導（5年間）			
輸送用機械器具製造業の事業場の指導			
食品製造業の事業場の指導（2社）			

主 な 業 務 実 績

安全指導	ドライアイス製造業の事業場の指導	
	ドライアイス卸売業の事業場の指導	
	非鉄金属製造業の事業場の指導	
	運輸交通業の事業場の指導（2社）	
	化学工業の事業場の指導（2社）	
	派遣業の事業場の指導	
	郵便事業の事業場の指導	
	輸送用機械器具製造業の事業場の指導	
	インターネット上での労働安全衛生に関する相談	
労働安全衛生マネジメントシステム	労働安全衛生マネジメントシステム構築支援	3社
リスクアセスメント指導	印刷業の事業場	
	輸送用機械製造業の事業場	
	輸送用機械製造業（造船業）の事業場	
	ビルメンテナンス業の事業場	
	小田原労働基準監督署主催講習講師	
	運輸交通業の事業場（2社）	
	機械器具設置工事業の事業場	
	非鉄金属製造業の事業場	
	派遣業の事業場	
	食品製造業の事業場	
	郵便事業の事業場	

主 な 業 務 先

安全管理特別指導指定事業場

横浜市内港湾荷役業
 川崎市内印刷業
 川崎市内食料品製造業
 川崎市内運輸交通業
 相模原市内非鉄金属製造業
 横浜市内運輸交通業
 横浜市内派遣業
 横浜市内食料品製造業
 横浜市内郵便事業

安全診断

横浜市内土木工事業
 横浜市内土木工事業
 横浜市内土木工事業
 横浜市内土木工事業
 厚木市内金属製品製造業
 横浜市内土木工事業
 横浜市内清掃業
 川崎市内食料品製造業
 平塚市内輸送用機械器具製造業
 秦野市内輸送用機械器具製造業
 川崎市内水道業
 川崎市内土木工事業
 横浜市内輸送用機械器具製造業
 横浜市内陸上貨物取扱業
 横浜市内輸送用機械器具製造業
 川崎市内化学工業
 東京都内化学工業
 相模原市内非鉄金属製造業
 横浜市内機械器具設置工事業
 高崎市内建築工事業
 横浜市内食料品製造業
 横浜市内輸送用機械器具製造業
 横浜市内建築資材卸売業
 横浜市内金属製品製造業

安全教育

株式会社富士技建
 真柄建設株式会社
 株式会社宜保建設工業
 神奈川県建設労働組合連合会
 建設業災害防止協会神奈川支部
 神奈川県土地建物保全協会
 職業能力開発総合大学校講師
 住友重機械造船協同組合

主 な 業 務 先

安全教育	空建築家工房株式会社
	株式会社浅川製作所
	株式会社日経東京製作センター
	株式会社アクト
	昭炭商事株式会社
	神奈川労働局小田原労働基準監督署
	権田金属工業株式会社
	株式会社ソシアリンク
	株式会社ベストランス
	わらべや日洋株式会社
	東洋電機製造株式会社
	日本郵便株式会社
危険体感教育	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会主催危険感受性向上教育指導員研修会講師
	コマツ教習所株式会社神奈川センタ
	新相模酸素株式会社
労働安全衛生 マネジメントシステム構築支援	日本パイオニクス株式会社
	日本ビクター株式会社
	コバレントマテリアル株式会社
安全講演	群馬県中小企業団体中央会
	東邦ガス株式会社
	東邦ガス株式会社産業安全衛生協力会
	(財)神奈川県都市整備技術センター
	富里市商工会
	三洋東京産機システム株式会社
	八千代電設工業株式会社
	日翔建設株式会社(2回)
	東北電力株式会社
	空建築家工房有限会社
	日本車輛製造株式会社
	株式会社ウチダテクノ
	株式会社土屋組(4会場)
	やわたメディカルセンター
	株式会社NHKアイテック
	オガワホーム株式会社
	株式会社新昭和
	浅海電気株式会社
	ナジコイーエス株式会社
	住友林業ホームテック株式会社
	株式会社皆川組
	習和産業株式会社

主 な 業 務 先

安全講演

東建リーバ株式会社
 安藤建設株式会社
 八王子労働基準監督署
 住商メタレックス株式会社
 向井建設株式会社
 関東電気協会
 東京電力株式会社
 株式会社さくら建設
 山崎建設株式会社
 株式会社ハリマビステム
 住友林業ホームテック株式会社広島支店
 日野自動車株式会社
 東京地下鉄株式会社
 株式会社コクサイテクノ
 朝日メンテナンス工業株式会社
 日本電気株式会社中部支社
 三機工業株式会社
 株式会社テクノロジーネットワークス
 東京ガス株式会社
 株式会社富士技建
 株式会社TCパワーライン
 株式会社バウハウス丸栄大阪支店
 株式会社バウハウス丸栄東京支店
 株式会社バウハウス丸栄名古屋支店
 社団法人電力土木技術協会
 株式会社巴コーポレーション
 共立建設株式会社東海支店
 株式会社富士技建
 中部電力株式会社
 建設業災害防止協会新潟支部
 株式会社テーオー小笠原
 株式会社エステーホーム
 株式会社コーケン
 京葉都市開発株式会社
 月島テクノメンテサービス株式会社大阪会場
 月島テクノメンテサービス株式会社東京会場
 機山建設株式会社
 株式会社アルプスピアホーム
 東京電力柏崎刈羽原子力発電所
 福島労働基準協会
 株式会社NTTドコモ
 日本メックス株式会社
 シーキューブ株式会社

主 な 業 務 先

安全講演

株式会社アクシスジャパン

ワコーズホーム株式会社

大雄電設工業株式会社

株式会社N T Tファシリティーズ北海道支店

京葉住設株式会社

株式会社シーテック長野支社

横浜北労働基準監督署

建設業労働災害防止協会千葉支部

主な安全講演内容

事故・災害は何故起こるのか

どこの事業場でも考えられる限りの安全衛生対策を模索し、目一杯実践しているにも拘らず忘れた頃に事故や災害が発生します。

『何故だろう?』『一生懸命にやっているのに?』

安全衛生管理は『人・物・管理』と言われていまずので、不安全な行動・不安全な設備・店社を含めた管理を実践しているにも拘らず何故だろうという疑問が生まれてきます。

人の管理の中のヒューマンエラー（思い違い・勘違い）が現在行われている安全衛生管理の残留リスクとして残っているので、事故・災害はなくならないと私は考えています。

この観点で安全衛生管理を考える私の話が皆様の安全衛生管理の手助けになればと思います。

事故・災害は何故なくならない

我々の先祖が猿類と別れて約300万年と言われていますが、延々と落ちた・滑った・転んだを懲りることなく300万年間繰り返しています。

この原因は人間特性としてのヒューマンエラーや不安全行動を克服できないことが原因です。ヒューマンエラーや不安全行動は人間特性から考えて防ぐことは困難ですがうまく付き合うことにより災害防止は可能です。

この観点で安全衛生管理を考える私の話が皆様の安全衛生管理の手助けになればと思います。

ヒューマンエラーは防げるか

ヒューマンエラーと不安全行動は混同されることが多い様ですが、定義はまったく異なり別個の事象と認識する必要があります。ヒューマンエラーは思い違い・勘違い等の故意でない人間の行動ミスを指し、不安全行動とは省略行為や近道行動等の災害の直接原因となった故意の行動を指します。

また、ヒューマンエラーは空に浮かぶ雲の様な存在で、離れた所から見ると形が認識できますが、中に入ると掴み処がないという厄介な代物です。掴み処のないヒューマンエラーが起こる原因を人間特性を踏まえて考えてみるヒントになれば幸いです。

主な安全講演内容

不安全行動は何故なくなるらない

不安全行動は、事故・災害の直接原因となった作業員の故意の行動と定義されています。決められた社会的ルールを個人の意思や諸事情で守れない事が原因で発生すると考えられます。

安全衛生管理とは、危険要因（リスク）を事前に予測し、排除する事と言えますので、作業に潜むリスクを排除し、決められたルールを厳守する事により理論上は不安全行動を排除できる筈です。それにも拘らず不安全行動がなくなるないのは何故なのかを考える必要があると思います。そこには避けて通れぬ人間特性が潜んでいます。

私が考える安全衛生管理

安全衛生管理の目的は、労働災害が発生せず快適な職場環境の形成にあります。という事は、方法及び手段は千差万別で良いと思われれます。その事業場に合った安全衛生管理を行えば良いのですが、安全衛生管理を実行する過程において注意点があります。

これらの事を踏まえて人間特性を考えてみるヒントになれば幸いです。

墜落・転落災害は何故起こる

現生人類（ホモ・サピエンス）の歴史は約25万年と言われてはいますが、落ちた・転んだ・挟まれた等の災害を懲りることなく繰り返し続けています。

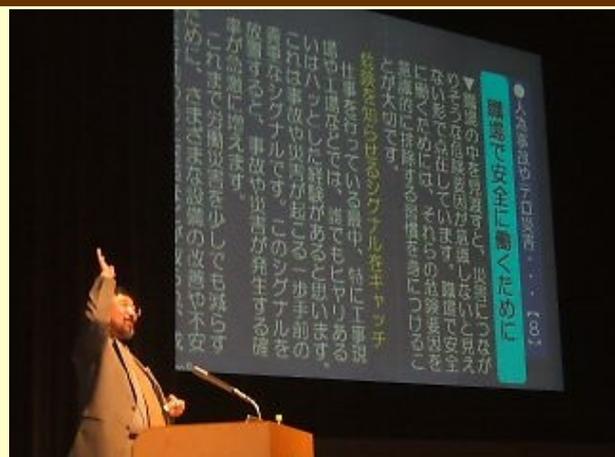
この悪循環を断ち切らない限り本当の安全・安心はあり得ません。この悪循環の根本原因は、作業時に地球には重力が常に掛かっていることを意識しないためだと考えられます。高所からの墜落・転落、クレーン作業時のつり荷の落下、移動時のつまづき・転倒、地山の崩壊・倒壊等全ての直接原因は地球の重力です。

建設業における安全管理
土木工事業における安全管理
建築工事業における安全管理
設備工事業における安全管理

土木工事業、建築工事業、設備工事業を総合して建設業と言われてはいますが、それぞれ事故・災害の傾向に特徴が見られます。

災害統計を見ると死亡災害の発生率は土木工事業、死傷災害の発生率は建築工事業と言う特徴が見られると共に、土木工事業は機械関連災害が、建築工事業は墜落・転落災害が、設備工事業では3大災害以外の災害が多発傾向にあります。

安全講演



業 務 方 針

前記の経歴の通り、私は建設業の安全管理に従事してきました。建設業の災害発生率は全産業に対し、負傷者は約3割、死傷者は約4割を占めており、最も労働災害が発生しやすい業種です。

労働災害は昭和36年をピークに年々減少してきており、建設業も同様に減少してきておりますが、全産業に対する比率は前記の割合を維持しています。また、この30年位の間に労働災害を減少させるために、徹底した安全設備の充実を図ること(不安全設備の改善及び追放)等の対策により、確実な災害発生件数の減少に成果を上げてきました。しかし、近年見られる災害発生率の鈍化傾向は、前記の対策のみでは今後は立ち行かなくなるだろうと推察されます。

今後は従来型の安全管理対策に加え、ヒューマン面に対する安全対策(不安全行動の撲滅及び安全意識の高揚)等が、労働災害の減少に欠かせないファクターと考え、ヒューマンエラーのメカニズムの解明及びヒューマン面の安全指導をして行きたいと考えております。

又、施工担当者の安全に対する意識を考えた場合、大手建設業者と中小建設業者(地元業者)では相当の安全意識の違いがあるように思います。大手建設業者施工の現場における安全設備は、標準部においては蟻の子一匹も逃さない様な過保護的すばらしい構造になっています。かたや、地元業者が施工中の現場の横を通ったときに、作業に従事する作業員或いは通行中の第三者に対しての安全配慮がされていなく、不安を感じる場合もあります。

事業者或いは施工担当者からよく聞く意見に『安全は金がかかる』というのがあります。たしかに、安全に施工するために必要な経費をかける必要はありますが、安全に施工することにより、コストが低下するのが本来の姿だと思います。

ところで、話は変わりますが、以前に読んだ記事で記憶に残ったものがあります。このような新聞記事です。

(平成12年1月22日朝日新聞朝刊記事より引用)

「身につけたままの衣類にこのアイロンをあてないで」、「このマントは飛行には使えません」。米国で売られている商品に珍妙な注意書きが目立って増えてきた。どれもこれも、「きちんと危険を表示しなかった」と消費者から訴えられないための予防策である。

ミシガン州の市民団体「訴訟乱用監視団」は数年前から、注意書きの「傑作」を年ごとに発表してきた。

ベビーカーに「赤ちゃんを乗せたまま折畳まないこと」。携帯型マッサージ器に「就寝中の人には使えません」。コンピューター用のプリンターには「トナーを食べないこと」と警告し、冷蔵庫には「窓から外に落下させないで」とわざわざ注意書きを添えている。

監視団によると、こうした警告文のもとをたどると、ほとんどすべて、消費者から実際に起こされた訴訟に行き着くそうだ。

これは、製造物責任法(PL法)に対する予防策であり、この場合は製品に添付する注意書きの印刷代だけで原価はあまり発生しません。建設現場の安全対策に同様のことを実施した場合は、相当額の原価が発生する様に思います。

本来、上記のような事態は、通常起こりえないと考えられるものですが、現実には発生している訳です。本来起こりえない事態が起こっているという事は、その時の環境、その場の状況、その時の人間感情等のその時独自の何らかの通常でない状態や行動(異常な状態や行動)があったものと思われ。そこで、その原因を探求し、その異常な状態に陥れた(同類項を含め)設備或いは行動を排除する等の的を絞り、漠然とした安全管理を排除することにより、よりの確かな安全管理ができ、かつコストの軽減が図れるので当コンサルタント事務所では、事業者及び工事担当者の意識の改革により、安全管理の質の向上と同時に安全コストの低下が図れる様な指導を業務方針と致したいと思っております。

コンサルタント事務所開設以降は、建設業の事業場以外に各種製造業の工場、運輸交通業の事業場等に係ってきましたが、労働災害防止の基本は同じだということを痛感しています。